

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年12月から46年12月まで
申立期間の国民年金保険料は、昭和48年ごろ、私の義父が納付してくれた。

私の義父は当時自営業者であり、義父と同居し、家業を手伝う私たち夫婦には好意的だった。その義父がわざわざ、私たち夫婦のために、A市の区役所へ国民年金の加入手続に行ってくれ、それまで未納となっていた保険料も一括納付してくれたと言っていた。

ところが、社会保険庁の記録では、私の妻の保険料は未納が無いにもかかわらず、私の分は未納となっている。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年2月に、当時の住所地のA市において夫婦連番で払い出されていることや、同市保管の国民年金被保険者名簿では、同年2月19日付けで夫婦共に資格取得に係る届出が行われていることが確認できるなど、申立人の主張内容は基本的に信用できるとともに、この時点は第2回目の特例納付が行われていた期間である。

さらに、申立人の妻は、厚生年金保険の加入期間及び死亡直前の1か月を除き、20歳到達以降の国民年金保険料を完納している。そして、申立期間当時の国民年金保険料の納付記録から見て、申立人の妻は申立期間中に当たる20歳到達以降の保険料を特例納付及び過年度納付により納付済みとなっていると認められる中で、申立人の義父が申立人及びその妻の資格取得に係る届出を行いながら、申立人に係る国民年金保険料のみが、申立

期間直後となる昭和 47 年 1 月以降の過年度納付のみにとどまり、申立期間について未納のままとなっているのは不自然である。

加えて、戸籍の附票により、申立人及びその妻の国民年金加入当時、申立人と同居していたことが確認できる義理の両親及び申立人の妻の兄に加え、妻の姉の 4 人のうち、国民年金の加入義務の無かった義父を除く 3 人の国民年金手帳記号番号が、国民年金制度発足当初となる昭和 36 年 4 月 8 日に連番で払い出されている上、3 人全員が国民年金保険料を完納しているなど、申立人の義父を含む同居親族は、年金制度に対する理解があり、かつ、保険料の納付意識も高かったものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和48年5月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月16日から同年5月15日まで

私は昭和36年4月にA社に就職した後、平成16年12月に退職するまで、同社及びその関連事業所に引き続き勤務していたが、社会保険庁では申立期間1か月の加入記録が無いとしている。

私のA社B工場から本社への転勤発令日は、労働者名簿でも確認できる昭和48年5月15日であるが、転勤前の同社B工場での資格喪失日が同年4月16日とされている。

同社が誤って、私の異動日を1か月も早く届け出すことは考えられないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A社作成の労働者名簿、申立人に係る雇用保険被保険者記録等により、申立人が、申立期間を含む昭和36年4月1日から平成8年3月31日までの間、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る被保険者資格の喪失時点の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社では、当時の社会保険に係る関係資料が無く、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から53年3月まで

私たち夫婦の国民年金保険料納付記録について、社会保険事務所へ照会したところ、申立期間は未納との回答をもらった。

私たち夫婦は結婚後、毎月A市役所で税金と共に国民年金保険料を納付していた。その際には、ぐんじょう色の手帳に丸い日付のついた印を押してもらっていた。また、市営住宅に入居する際にも、年金納付の確認を求められ、確認していただいた。

当時の年金手帳は残っておらず、提出できる資料は無いが、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月から同年6月までの間に、転居先のB町（現在はC市）において夫婦連番で払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

さらに、C市保管のB町における国民年金被保険者台帳には、申立人夫婦共に、納付記録台帳の昭和53年度欄の余白に「S53.6より納付する申出」とあるとともに、実際に53年度は納付済であることが確認できることから、申立人夫婦は国民年金手帳記号番号の払出しを受けた後、保険料の納付を始めたと考えるのが自然である。

加えて、申立人夫婦はA市営住宅に入居申込みする際、年金納付の確認を求められたとしているものの、入居審査を行うA市では、当時の入居審査時のことは不明としながらも、現在は入居資格の一つに国民健康保険税を含む市町村税を滞納していない者との規定があり、市町村税等の納付状況は確認するが、国民年金保険料は市町村税に当たらず確認していないとしているため、申立人の主張を裏付けることができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から53年3月まで

私たち夫婦の国民年金保険料納付記録について、社会保険事務所へ照会したところ、申立期間は未納との回答をもらった。

私たち夫婦は結婚後、毎月A市役所で税金と共に国民年金保険料を納付していた。その際には、ぐんじょう色の手帳に丸い日付のついた印を押してもらっていた。また、市営住宅に入居する際にも、年金納付の確認を求められ、確認していただいた。

当時の年金手帳は残っておらず、提出できる資料は無いが、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月から同年6月までの間に、転居先のB町（現在はC市）において夫婦連番で払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

さらに、C市保管のB町における国民年金被保険者台帳には、申立人夫婦共に、納付記録台帳の昭和53年度欄の余白に「S53.6より納付する申出」とあるとともに、実際に53年度は納付済であることが確認できることから、申立人夫婦は国民年金手帳記号番号の払出しを受けた後、保険料の納付を始めたと考えるのが自然である。

加えて、申立人夫婦はA市営住宅に入居申込みする際、年金納付の確認を求められたとしているものの、入居審査を行うA市では、当時の入居審査時のことは不明としながらも、現在は入居資格の一つに国民健康保険税を含む市町村税を滞納していない者との規定があり、市町村税等の納付状況は確認するが、国民年金保険料は市町村税に当たらず確認していないとしているため、申立人の主張を裏付けることができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から57年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から57年5月まで

私は、昭和49年4月1日付けで農協を退職した後、国民年金に任意加入した。

私は夫の転勤で住所を何回も変えたが、毎週のように実家のあったA市へ帰っていたので、年金保険料の振込用紙を同市から取り寄せ納付していた。ある時期からは、A市から夫の実家へ振込用紙が送られてくるようになった。

夫が転勤となった昭和62年、市職員の親戚から「まだ追納ができる期間なので、未納分を完納しておいた方が良い。」と勧められ、すぐに2年分を追納したにもかかわらず、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、A市及びB市の国民年金被保険者名簿には、申立人の国民年金被保険者資格が、共済組合を脱退した昭和49年4月5日以降、申立期間後となる57年6月21日に任意加入により再取得されていることが確認できるのみで、申立人が申立期間中に被保険者資格を取得していることをうかがわせる事情は見当たらないとともに、その時点では、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は昭和 62 年に、市職員の親戚から勧められ 2 年分追納したと主張しているものの、A 市保管の被保険者名簿では、昭和 60 年度 1 年分の国民年金保険料が 62 年に納付されている旨記載されているのみである。

加えて、戸籍の附票では、申立人が申立期間中となる昭和 50 年 9 月 12 日付けで A 市から B 市へ、54 年 5 月 6 日付けで同市から C 村へ、57 年 4 月 5 日付けで同村から B 市へ異動していることなどが確認できるものの、このうち A 市及び B 市の国民年金被保険者名簿には、これらの異動履歴が申立人の任意加入時期である 57 年 6 月 21 日までの間、一切記録されていないなど、申立期間において国民年金に加入していた事実、保険料を納付していた事実はもとより、申立人が住所異動等所要の手続を国民年金担当窓口で行っていた事跡が確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 210

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 8 月 22 日まで

私は申立期間中、A市にあったBという名称の事業所で配管工として勤務していたが、社会保険庁では、申立期間中に厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

時期ははっきりしないが、申立て事業所で行われた工事でやけどをし公傷扱いとされ通院したことは間違いない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた元同僚の証言などにより、申立人が当時、B社で勤務していたことは認められるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所保管のB社における厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後に、申立人が被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険番号の欠落も無い。

さらに、申立人が挙げた事務員1人及び同僚2人の計3人について、申立期間当時における厚生年金保険の加入状況を見ると、事務員及び同僚1人には加入記録がある一方で、残る1人には加入記録が見当たらないなどから、B社が申立期間当時、その従業員全員を厚生年金保険に加入させていたと認めるまでには至らない。

加えて、厚生年金保険の適用事業所であったB社は、昭和36年12月11日

付けで全喪し、49年10月1日付けで解散している上に、所在の確認できた元役員に照会してもなお、当時の関係資料等を得ることができなかつたため、申立期間当時における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

なお、申立人は、申立期間当時に公傷扱いとされていたことをもって、厚生年金保険への加入があったとしているものの、厚生年金保険制度には公傷についての概念は無いため、主張内容を裏付けるものとはならない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 9 月 1 日から 30 年 11 月 1 日まで

A事業所に勤務していた申立期間については、短期間であるが、将来のことを考えて厚生年金保険を脱退しなかったし、その覚えも無い。

脱退したとするならば、その証拠が会社か役所にあるのか。また、一緒に働いていた同僚には脱退した人はおらず、私だけが脱退したことになっているのはおかしい。

申立期間について脱退手当金を受給したとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の電算記録のほか、社会保険庁保管の申立人に関するA事業所における厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金を給付種類とする旨と共に、資格期間、平均標準報酬月額、支給金額、支給年月日等の記載が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年1月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 1 日から 37 年 8 月 21 日まで

私は申立期間当時、A市のB社で糸作りをする仕事をしていた。社会保険事務所へ照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給されているとのことであった。

しかし、私は脱退手当金をもらった覚えが無いので、申立期間について脱退手当金を受給したとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所保管のB社における被保険者名簿において、被保険者資格の喪失日が申立人と同一日となっている女性被保険者2人が、申立人と同じく、その資格喪失日から約4か月後の昭和37年12月26日に脱退手当金の支給決定が行われていること、及び脱退手当金が支給済みとなっている女性被保険者82人（資格喪失日は、申立期間を含む昭和33年5月23日から40年12月21日まで）のうち、その資格喪失日が同一日となっている14組29人が、各組同一日の支給決定日となっていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものとするのが自然である。

また、社会保険事務所保管の申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年12月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年3月8日から19年4月8日まで
② 昭和19年4月8日から20年9月21日まで

私は申立期間①から②までの間、A事業所に勤めていた。

しかし、社会保険事務所へ照会したところ、厚生年金保険への加入は申立期間①からではなく、申立期間②からとされているので、申立期間①について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②については、脱退手当金が支給済みとの回答であったが、私はもらったことは無いので、当該期間について脱退手当金を受給したとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

まず、申立期間①については、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票の資料は無い。

また、社会保険庁保管のA事業所における被保険者名簿では、申立人に係る資格取得日が昭和19年4月8日となっていることが確認できるのみであり、申立期間①の期間中に、被保険者であったことを示す申立人の氏名は見当たらないとともに、申立人が当該事業所へ同時に入社したとして挙げた同僚6人についても、その被保険者資格の取得日を見ると、うち3人が申立人と同一日の19年4月8日と、1人が同年4月11日となっていることや、残る2人に関し

ては、前出の被保険者名簿及び社会保険庁の電算記録では、被保険者資格を取得していることも確認できないなど、申立て内容を裏付けるには至らない。

さらに、A事業所を引き継ぐB事業所では、当時の関係資料は無いとしているため、当時の厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

次に、申立期間②については、社会保険事務所保管の被保険者名簿において、被保険者資格の取得日及び喪失日が共に、申立人と同一日となっており、かつ、脱退手当金が支給済みとされている被保険者18人全員（申立人を含む。）が、その資格喪失日から約7か月後の昭和21年4月11日に脱退手当金の支給決定が行われていることなどから見て、申立人に係る脱退手当金は事業主による代理請求がなされたと考えるのが自然である。

また、申立期間②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあっても、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①について厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできないとともに、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。